

## 世田谷区における公契約条例の制定について

### (付議の要旨)

平成 25 年 1 月 8 日開催政策会議に付議した『世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例(素案)』の修正素案『(仮称)世田谷区公契約条例(案)』を作成したので報告する。

### 1 主旨

厳しい社会経済情勢を背景に、低価格受注の増加による公共事業の品質低下、労働者や下請けに対するしわ寄せが危惧される中で、これを未然に防止するためのいわゆる「公契約条例」を制定する動きがあり、野田市、川崎市、多摩市をはじめとする一部の先行自治体のほか、23 区でも渋谷区、足立区、千代田区が同趣旨の条例を制定している。また、最近の傾向として、入札不調の原因の一つと言われる、高齢化や若年層入職者の激減に伴う技能労働者不足が顕著となり、技能労働者の処遇の改善に直ちに取組みなければならない状況にある。

事業者の経営環境が改善され、適正な賃金の支払いなど労働者の労働条件が守られ、また公共事業の品質が確保されることにより区民生活の安全安心及び区民の福祉が増進されることを目指し、公契約条例を制定する。

### 2 これまでの経緯

平成 23 年第 1 回区議会において、「公契約条例に係る検討委員会設置を求める請願」が全会一致で採択されたことを受け、検討委員会を設置し、2 年間に亘り議論をおこなってきたところである。検討委員会の報告をもとに『世田谷区の調達に係る契約における適正な労働環境の確保等に関する条例(素案)』を作成し、昨年 11 月の企画総務常任委員会にて報告したところ、請願者及び一部の会派から修正意見が上がり、この間、請願者である公契約推進世田谷懇談会並びに事業者団体と調整をすすめてきた。

### 3 基本的な考え方(波線部分が、前回素案との変更及び追加した点)

条例は、区や事業者が果たすべき社会的責任を明確にすることを基本とし、それら  
を果たすことにより、事業者の経営環境や、労働者の労働条件が守られ、もって、  
公共工事の品質が確保され、区民生活の安全安心及び区民の福祉が増進されること  
を目指すものとする。

区長の附属機関として(仮称)世田谷区公契約適正化委員会を設置し、条例の効果  
を評価・点検し、実効性を確保する。

(仮称)世田谷区公契約適正化委員会のもとに学識経験者、事業者団体、及び労働  
団体の代表らで構成する労働報酬専門部会を設置する。

労働報酬下限額について、区長が労働報酬専門部会への諮問・答申を受けて定めた、  
下限とすべき額を示し、労働者に適正な賃金が支払われるようにする。

賃金、労働時間、社会保険その他の労働条件の適正さを確認するため、労働環境確  
認シートを事業者配布し、提出させる。

事業者に対し、公契約の履行過程で、障害者雇用、ワークライフバランス、若年者  
雇用、男女共同参画等の社会的価値の実現と区内下請負者の受注機会及び区内在住  
者の雇用機会を講ずるよう努めることを責務として課す。

条例の実効性を確保するため、金額により適用範囲を絞る。また、指定管理者も対象とする。

条例は、先行自治体の例にあるような、最低賃金を守らない場合は、契約を解除したり、公表や指名停止をおこなうなどといった強権的なものでなく、事業者及び区民に対する広報活動や啓発事業を主体とする協調型、意識誘導型とする。

#### 4 条例修正素案

別紙（世田谷区公契約条例案）のとおり

#### 5 当面のスケジュール

平成26年	9月 2日（火）	企画総務常任委員会(条例修正素案報告)
	9月16日（月）～	第3回区議会定例会
	9月19日（木）	企画総務常任委員会(条例案審議)
	9月26日（木）	本会議
	10月下旬以降	来年度（27年度）施行にむけての準備
平成27年	4月 1日（水）	条例施行